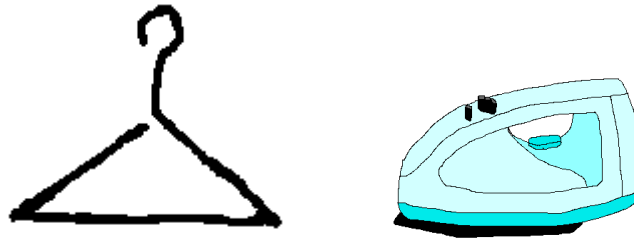


クリーニング所(一般) の て び き



江戸川区江戸川保健所
生活衛生課 環境衛生係

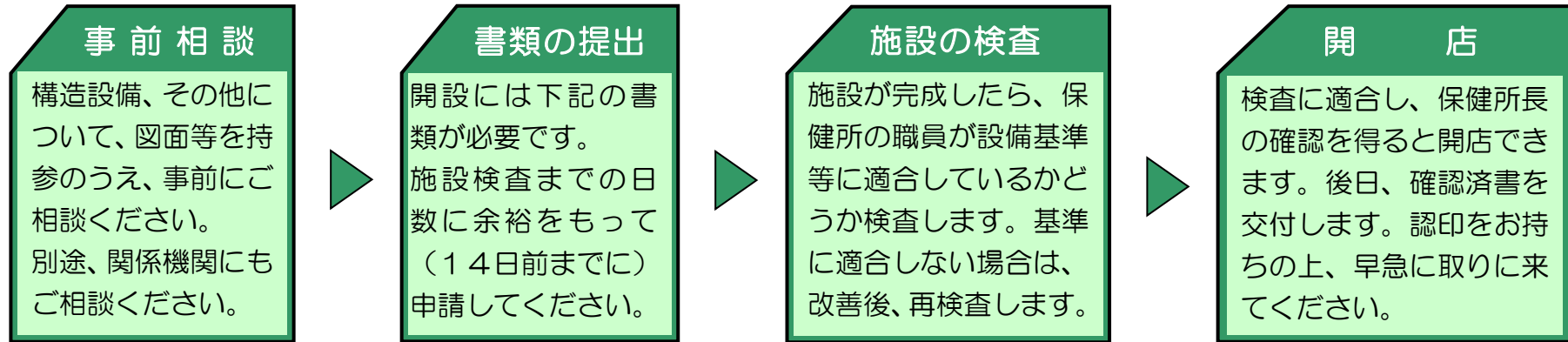
〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 3-23-3 小岩健康サポートセンター内

電 話 03-3658-3177 (内線 41~43)

ファックス 03-3671-5798

R5.12.13 現在

クリーニング所(一般)開設までの手続き



※検査日から開店（確認が下りる）まで概ね7日間かかります。

開設時に必要な書類

- ① 開設届
- ② 構造設備の概要
 - ◆ 施設の平面図
- ③ 従業員名簿
 - ◆ 有資格者の免許証：本証提示
- ④ 検査手数料（24,050円）
- ⑤ 法人の登記事項証明書（開設者が法人の場合）：原本提示（6ヶ月以内のもの）

(例) クリーニング所 (一般) 構造設備概要

区分処理・格納設備

○洗濯物を未洗濯、要消毒、洗濯済、仕上済に区別して処理する。

テトラクロロエチレンの貯蔵及び蒸留残さ物等の保管

○貯蔵場所及び保管場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とする。
○貯蔵タンク及び保管容器は、密閉でき、かつ耐溶剤性の容器とする。

利用者に対する苦情の申出先

○クリーニング所の名称・所在地・電話番号を明記

受取り、引渡し場

○仕上品と未洗濯品が混ざらないよう区分する。

出入口

換気・採光・照明

○クリーニング所内は換気、採光及び照明を十分にする。

ドライ設備

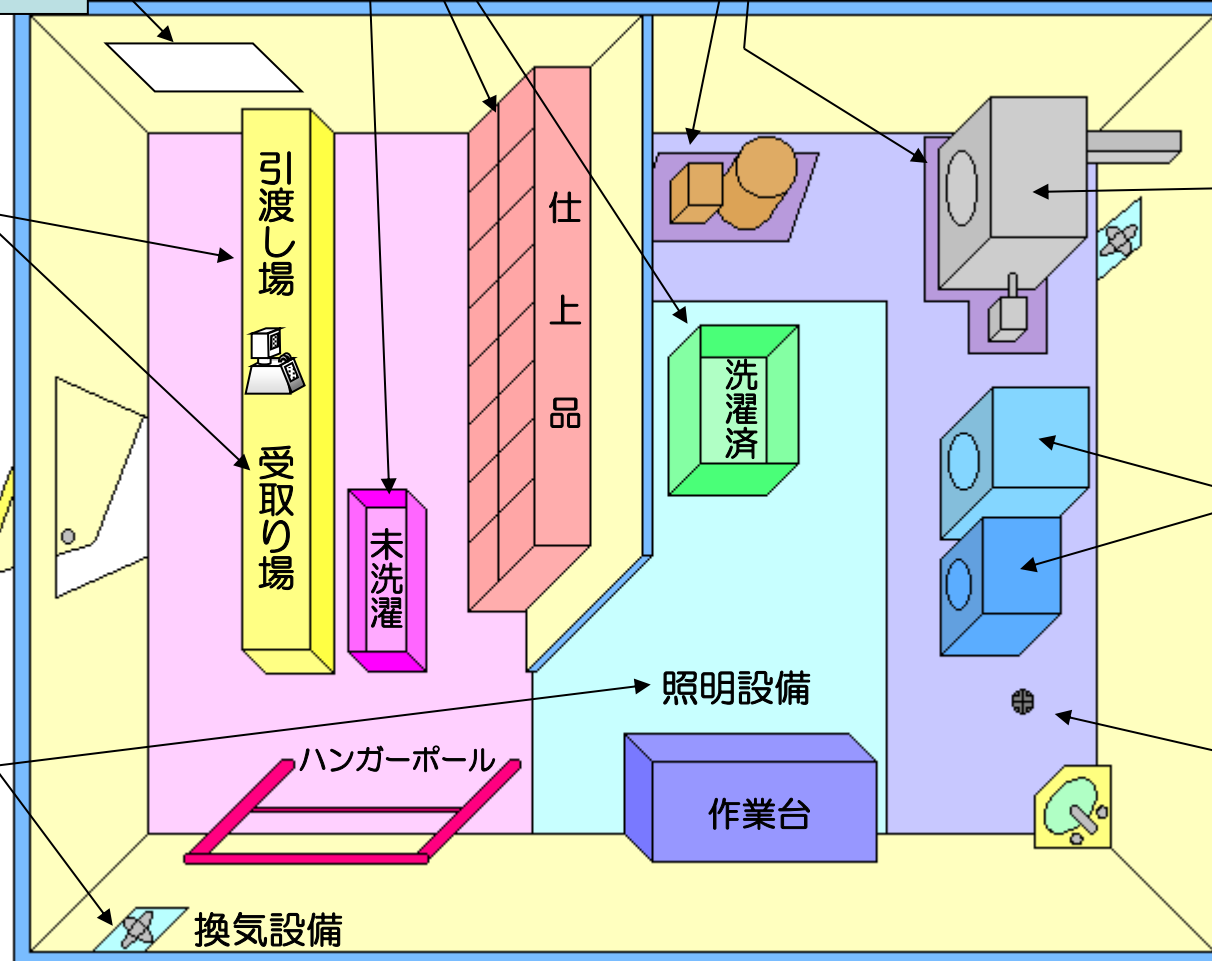
○排水処理装置・溶剤蒸気回収装置を設置すること(テトラクロロエチレンを使用する場合)。

業務用機械

○洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台以上、備える。

洗いの床

○不浸透性材料とする。
○適当な勾配と排水口を設ける。



クリーニング所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ・新しくクリーニング所を経営
- ・施設を移転（仮店舗も含む）
- ・施設を大規模に増改築
- ・施設を建て替え 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ・法人代表者が変更
- ・施設を小規模に増改築
- ・種別を変更（一般→取次、取次→一般）
- ・クリーニング師が変更 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要（機械の台数、使用溶剤など）となります。

*** 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面 等）

◆ 承継届

- ・譲渡により営業者の地位を承継した。
- ・開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・法人が合併または分割により承継した。

必要書類

【譲渡】

- * 承継届
- * 営業の譲渡が行われたことを証する書類
（譲受人が法人の場合）
- * 登記事項証明書（発行後 6 か月以内）

【相続】

- * 承継届
- * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
又は法定相続情報一覧図の写し
- * 相続人全員の同意書（相続人が 2 人以上の場合）
被相続人死亡後、遅滞なく（60 日程度）届出をしてください。

【合併・分割】

- * 承継届
- * 履歴事項全部証明書（合併又は分割登記後）

◆ 廃止届

※営業をやめた。等

必要書類

* 廃止届

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

クリーニング所(一般)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライ機の稼働中には定期的に換気する。 ・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分にする。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上済の洗濯物を明確に区別する。
溶 剤	<ul style="list-style-type: none"> ・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。 ・排液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理する。 ・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。
利用者への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。 ・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。
従事者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング師は全員、3年以内ごとに1回、研修を受ける。 ・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5分の1の者に、3年以内ごとに1回、講習を受けさせる（研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とする）。 ・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。

関係機関一覧

クリーニング師試験について	
福祉保健局健康安全部 健康安全課 試験・免許担当 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 2 1 階南側	☎ 03-5320-4391 (直通)
クリーニング師研修・クリーニング業従事者講習、経営相談、融資相談、及びSマーク等について	
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	☎ 03-3445-8751 (代表)
用途地域・地区計画について	都市計画法
江戸川区都市開発部都市計画課都市計画係	☎03-5662-6369
消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、危険物の貯蔵及び取扱い等）について	消防法・火災予防条例
江戸川消防署 中央 2 丁目 9 番 1 3 号 葛西消防署 中葛西 1 丁目 2 9 番 1 号 小岩消防署 鹿骨 2 丁目 4 2 番 1 1 号	☎03-3656-0119(代表) ☎03-3689-0119(代表) ☎03-3677-0119(代表)
排水・下水・浄化槽などについて	下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法
東部第二下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当 〒124-0001 葛飾区小菅 1-2-1	☎03-5680-1354 (直通)
特別管理産業廃棄物について	廃棄物処理法
東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 22 階	☎ 03-5388-3589 (直通)